

平成29年12月1日

宇治市長 山本 正 様

宇治市特別職報酬等審議会
会 長 小長谷 敦子



答申に際しての意見具申

宇治市特別職報酬等審議会において、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額と併せて、諸手当も含めた年間の収入及び任期内の総収入の面から検討しました結果、全委員の一致をもって下記のとおり結論となりましたので、意見具申をいたします。

記

平成29年度以降に支給する期末手当について

市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当については、本年の人事院勧告等を踏まえ、年間3.30月分が妥当と考えるところです。

※ 本年の答申と本意見具申を踏まえた改定を行った場合、諸手当（期末手当及び退職手当）も含めた年間の総収入及び任期内の総収入は以下の通りとなります。（市長、副市長及び教育長については、給料月額 5% 減額措置があるものとして算定しています。）

A 年間の総収入（報酬(又は給料)月額 $\times 12$ 月 $+$ 期末手当)

区分	改定後	現行	差額
議長	10,344,150	10,220,325	123,825
副議長	9,529,650	9,415,575	114,075
議員	8,715,150	8,610,825	104,325
市長	16,866,750	16,796,875	69,875
副市長	14,042,550	13,984,375	58,175
教育長	12,316,650	12,265,625	51,025

B 任期内の総収入（A \times 任期 $+$ 退職手当(市長・副市長・教育長のみ)）

区分	任期	改定後	現行	差額
議長	4年	41,376,600	40,881,300	495,300
副議長		38,118,600	37,662,300	456,300
議員		34,860,600	34,443,300	417,300
市長		84,237,000	83,957,500	279,500
副市長		66,194,200	65,961,500	232,700
教育長	3年	42,248,700	42,095,625	153,075

C 任期1年あたりの総収入（B \div 任期）

区分	改定後	現行	差額
議長	10,344,150	10,220,325	123,825
副議長	9,529,650	9,415,575	114,075
議員	8,715,150	8,610,825	104,325
市長	21,059,250	20,989,375	69,875
副市長	16,548,550	16,490,375	58,175
教育長	14,082,900	14,031,875	51,025

審議経過等について

本審議会におきまして、報酬等の月額のみならず、諸手当も含めた年収及び任期内総収入という観点において、市議会議員、市長、副市長及び教育長（以下「市議会議員及び特別職」という。）に支給する諸手当につきましても、慎重に検討いたしました。

検討にあたっては、人事院勧告や京都府の人事委員会勧告を参考とし、類似団体や府内各市とも比較したところです。加えて、本市の財政状況や今後の見通し、宇治市将来戦略プラン等の取り組みの状況、市の各種施策等に対する市民の意識調査等に基づく満足度の状況なども踏まえた検討を行いました。

本市の財政状況は、市税収入の減少や義務的経費の増加などにより、平成28年度決算における経常収支比率は、前年度から4.0ポイント増の98.8%となる高い数値となり、財政の硬直化が進行する厳しい状況です。

将来を見据えた持続可能な行財政運営の実現に向けて、市長のリーダーシップのもと、抜本的な事業見直し、職員の適正な定員管理や給与等の適正化、新たな歳入確保などの行財政改革を進めようとしているところであり、本審議会においては、今後、この取り組みの進捗を見定めてまいりたいと考えております。

人事院勧告では、国の指定職について、期末手当の支給割合を0.05月引き上げて、年間3.30月とする勧告がなされました。本審議会では、本市の厳しい財政状況を考えると必ずしも勧告に準じるものではないという意見や、中小企業が多くを占める本市においては、企業規模50人以上の事業所を対象とした人事院等の調査に基づいた勧告に準じることが適当なのかという意見もあったところです。しかしながら、以上のような様々な議論をいたしまして、本市のこれまでの改定経過や府内各市の状況等も踏まえて、人事院勧告等に準じた改定を行うことが適当であるとの結論に至りました。改定につきましては、平成29年度からの実施が適当であると判断いたしました。

なお、市議会議員の期末手当の支給割合について、昨年の本審議会においては、3.25月分が妥当とする意見具申をしたところですが、議会においては、3.15月分に据え置く判断をされました。このことについては、議

員が身を切る姿勢を示されているものと受け止めておりますが、本審議会といたしましては、本市の市議会議員のあるべき期末手当の額として、特別職と同じ支給割合とすることが妥当であると判断したものです。